



鳥取労働局発表
平成28年9月1日(木)

担 当	鳥取労働局労働基準部賃金室
	室長 平井 美敏
	室長補佐 松村 孝也
	電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金が「時間額715円」に改正されます
～発効日10月12日(予定)～

鳥取労働局長(内田 敏之)は、平成28年度の鳥取県最低賃金について、鳥取地方最低賃金審議会(会長 野津 和功。(以下「審議会」という。))の改正答申どおり「時間額715円」に改正決定します。

今後、平成28年9月12日付け官報に公示することとしており、その効力発生日は、10月12日(水)となる予定です。

なお、本年度の最低賃金額の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、平成27年度の引上げ額(16円)を上回る過去最高の引上げ額(22円)となります。

1 改正額

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日(予定)
715円	693円	22円	3.17%	平成28年10月12日(水)

これまでの鳥取県最低賃金額の変遷

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
時間額	653円	664円	677円	693円	715円
引上げ額	7円	11円	13円	16円	22円
引上げ率	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%

2 経緯

鳥取労働局長は、鳥取県最低賃金を時間額715円とする平成28年8月16日の審議会答申に対する異議申出を、8月31日までに受け付け、当該異議について、平成28年9月1日の審議会に諮問しました。

審議会は異議について審議をした結果、8月16日の答申どおりに改正する旨の

答申を行いました。

鳥取労働局長は、この答申を受けて、鳥取県最低賃金を時間額 7 1 5 円とする改正決定を行います。

3 今後の実施事項

- (1) 鳥取労働局では、最低賃金の改正について、県・市町村、事業者団体等にポスターの掲示、広報誌への記事掲載を依頼、金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等にポスター掲示の依頼を行うほか、各種説明会、会議等においてリーフレットを配布するなど、積極的に周知を行います。
- (2) 上記の周知に併せて、平成 2 8 年 8 月 2 4 日に閣議決定された平成 2 8 年度第二次補正予算予算案において拡充が盛り込まれた、中小企業・小規模事業所に対する支援策である「業務改善助成金」(別添 1)、「キャリアアップ助成金」(別添 2) の周知を行います。

